

建築物清掃業の登録を受ける方へ

建築物清掃業とは：建築物における床等の清掃を行う事業

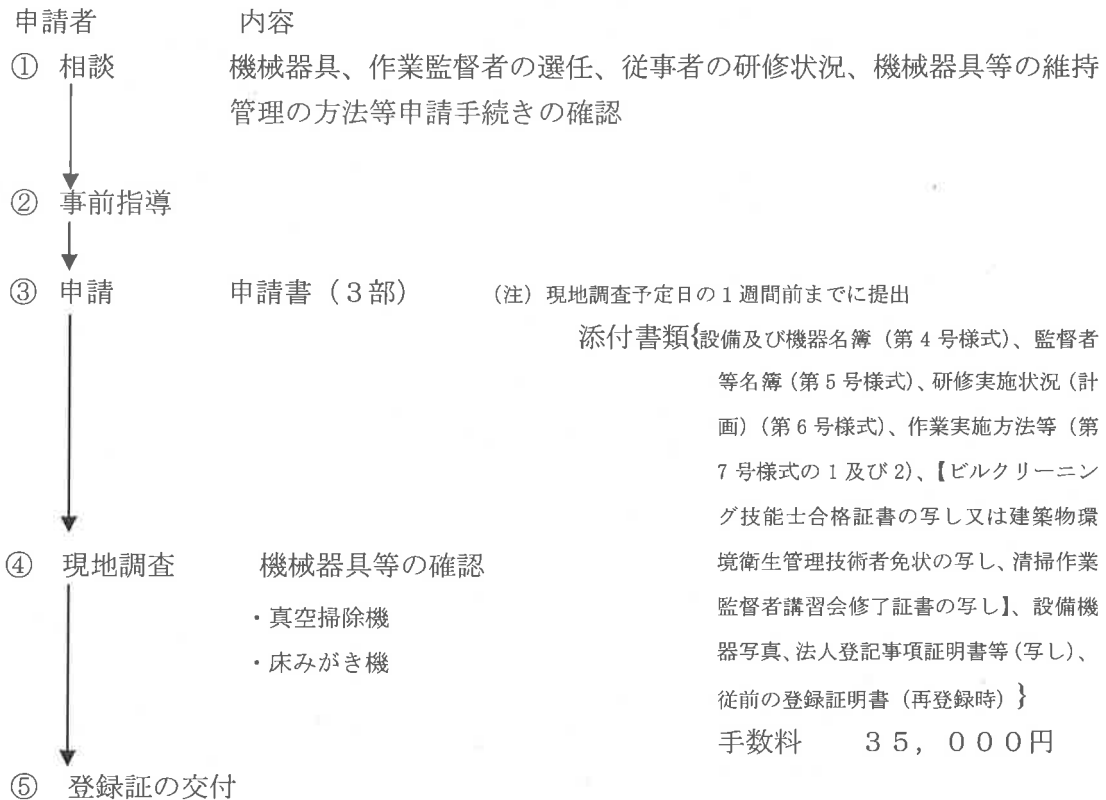
(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)

- 登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



※申請書記載上の注意事項

- 申請書（第3号様式）の「住所」、「氏名又は名称」の下欄に代表者の住所及び氏名を記載してください。
- 研修実施状況（計画）（第6号様式）には、新規の場合は、過去1年の実施状況及び今後1年の計画、再登録の場合は、過去6年の実施状況及び今後1年の計画において、清掃用機械等の種類と使用方法及び清掃作業の安全・衛生を記載してください。また、「対象従業員数」には、作業に従事する者すべての人数を記載してください。
- 作業実施方法等（第7号様式）には、以下の内容を記載してください。

(告示第117号参照)

- ①作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む)
- ②機械器具等の点検の方法
- ③清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- ④作業報告作成の手順

※登録後の注意事項

- 作業従事者に対する研修は、年1回以上実施する必要があります。

- 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。
- 登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。
変更の届出が必要な事項
 - ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - ②登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面。
 - ③監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
 - ④作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日)

(厚生労働省告示第117号)

- 第一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)第25条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。
- 一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
 - 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
 - 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
 - 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
 - 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
 - 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
 - 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
 - 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
 - 九 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - 十 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者(以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。)からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。